

大和市告示第84号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月25日

大和市長 大木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

別記第1号ア中「1, 168単位」を「1, 172単位」に改め、同号イ中「2, 335単位」を「2, 342単位」に改め、同号ウ中「3, 704単位」を「3, 715単位」に改め、同号に次のように加える。

キ 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位に1000分の63を乗じて得た単位を加えた単位

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位に1000分の42を乗じて得た単位を加えた単位

別記第2号ア中「969単位」を「973単位」に改め、同号イ中「1, 938単位」を「1, 944単位」に改め、同号ウ中「3, 074単位」を「3, 083単位」に改め、同号に次のように加える。

キ 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位に1000分の63を乗じて得た単位を加えた単位

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位に1000分の42を乗じて得た単位を加えた単位

別記第3号ア中「1, 647単位」を「1, 655単位」に改め、同号イ中「3, 377単位」を「3, 393単位」に改め、同号に次のように加える。

ス 介護職員等特定処遇改善加算

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位に1000分の12を乗じて得た単位

を加えた単位

(イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位に1000分の10を乗じて得た単位
を加えた単位

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。